解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年九月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月十四日

宮城県柴田郡村田町大字薄木字金原七六番地
財団法人薄木醇厚会
代表清算人　大沼　幸衛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市南区川沿三条三丁目五番、最後の住所札幌市南区川沿三条三丁目五番三一号
明星マンションB―一
被相続人　亡　加藤　哲男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十四日

札幌市東区北八条東三丁目二番三―九〇三号、事務所北海道札幌市中央区南一条西一一丁目一番地コンチネンタルビル五階
相続財産管理人　大場　浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県西村山郡朝日町大字松程一七二番地一、最後の住所山形県西村山郡朝日町大字松程一一四番地の三
被相続人　亡　柴田　恒夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十四日

山形市旅篭町二丁目一番一一号　ステージ八山二階　霞城東法律事務所
相続財産管理人　弁護士　粕谷　真生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市昭和町七番地、最後の住所山形県鶴岡市昭和町七番一七号
被相続人　亡　齋藤　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十四日

山形県鶴岡市本町三丁目二番三号
相続財産管理人　池田　徳博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市吉沢町八二六番地六、最後の住所茨城県水戸市吉沢町八二六番地の六
被相続人　亡　梅原　秀次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十四日

茨城県水戸市南町一丁目三番二三号金沢ビル四階植崎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　植崎　明夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市元台町一五四〇番地、最後の住所茨城県水戸市住吉町五三番地の一四
被相続人　亡　梅原　章吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十四日

茨城県水戸市南町一丁目三番二三号金沢ビル四階植崎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　植崎　明夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市大宮区三橋三丁目二四五番地、最後の住所埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻四丁目一一番地八　一〇号一〇四
被相続人　亡　佐々木　久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十四日

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目一〇三番　大宮大鷹ビル四〇一号
相続財産管理人　弁護士　富永　良朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県富岡市曽木八七九番地、最後の住所東京都調布市染地三丁目一番地一五五多摩川住宅ホ七―四〇八号
被相続人　亡　矢島かつ江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十四日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目一番一八号中村法律事務所
相続財産管理人　弁護士　堀　麦枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区北糀谷一丁目一番、最後の住所東京都大田区大森東四丁目四番一一号第一末広荘一〇一
被相続人　亡　田代としゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十四日

東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都あきる野市雨間六九六番地四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　西澤　忠男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十四日

東京都八王子市みつい台一丁目一九番五号、事務所東京都八王子市明神町四丁目七番一五号落合ビルディング三階福澤法律事務所　相続財産管理人弁護士　福澤　武文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目四五番地、最後の住所千葉県我孫子市つくし野七丁目二三番一二号
被相続人　亡　土屋　聡

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十四日

事務所千葉県柏市柏一丁目五番一〇号水戸屋壱番館ビル四階弁護士法人よつば総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川﨑　翔

第22期決算公告　平成23年11月14日

東京都千代田区三崎町二丁目20番7号
株式会社トータルクリエイト
代表取締役　本間　智仁

貸借対照表の要旨（平成23年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	39,905
	固定資産	2,613
	合計	42,519
負債及び純資産の部	流動負債	3,919
	株主資本	38,599
	資本金	60,000
	利益剰余金	△10,900
	その他利益剰余金	△10,900
	（うち当期純損失）	(360)
	自己株式	△10,500
	合計	42,519

第8期決算公告

平成23年11月14日

東京都中央区佃二丁目1番1―1803号
一般社団法人商業登記倶楽部
代表理事　神崎満治郎

貸借対照表の要旨
（平成23年6月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,576,107
	固定資産	1,868,954
	合計	4,445,061
負債及び正味財産の部	流動負債	326,730
	負債合計	326,730
	基金	3,000,000
	一般正味財産	1,118,331
	正味財産合計	4,118,331
	合計	4,445,061